

＜ 入札公告 兼 入札説明書 ＞

次のとおり工事番号「警幸1」の工事について条件付き一般競争入札を行います。

本件は、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で最低の価格をもって入札を行った者が複数あった場合、試行として、くじ引きにより落札候補者を決定し、その者に対して入札参加資格の審査を行いますので、ご了承ください。

なお、本件は、「週休2日制確保工事」、「労務費ダンピング調査」の対象工事です。入札にあたっては、「週休2日制確保工事執行要領（建築工事・電気設備工事、機械設備工事）」を必ずご確認ください。

令和8年9月15日

神奈川県幸警察署長 渡邊 知宏

1 競争参加資格

入札に参加し、落札者となるためには、競争参加資格確認申請期限日（申請期間の末日）から落札決定までの全期間に亘って、次に掲げる要件をすべて満たしていることを要します（共同企業体の場合はすべての構成員）。

(1) 各工事に共通する事項

ア 神奈川県の競争入札参加資格（当該工事に係る業種）を有することについて知事の認定を受けている者であること。

イ 有効な経営事項審査結果通知を受けている者であること。

ウ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

エ 「営業所実態調査における指導事項の改善について（通知）」を県から受けた者は、改善確認通知を受けていること。

オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

カ 2年以内に電子交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。

キ 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。

ク 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。

ケ 事業税並びに消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

コ 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

サ 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

① 子会社等と親会社等の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更正会社である場合は除く。

① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(ア)と(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 工事別事項

「工事別発注概要書」に記載のとおりです。

2 競争参加資格確認申請及び資本関係又は人的関係について

入札参加希望者は、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」を必ず確認の上、「工事別発注概要書」に記載した期限までに、「神奈川電子自治体共同運営電子入札システム」（以下「かながわ電子入札共同システム」という。）により競争参加資格確認申請を行ってください。競争参加資格確認申請をもって別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなします。

（※ 「参加資格要件をご確認ください」のメッセージが出た場合でも資格を備えていることが自己確認できた場合は、入札担当部署に連絡した上で申請してください。公告日以前のデータで準備されているため、その後資格を備えた場合等にもメッセージが出ることがあります。）

（※ 経常建設共同企業体の申請は、共同企業体として取得したＩＣカード以外は認められません。）

（※ ＩＣカードの不正使用が判明したときは、当該案件への入札参加資格の取消しや入札書の無効等となりますので、ご注意ください。

なお、入札担当部署において、「１」の(1)のサの基準に該当する者同士が同一入札に参加しているかどうかを確認し、基準に該当する者が行った入札はすべて無効として取り扱います。ただし、基準に該当する者のうち、他の者が開札前に辞退届の提出を行えば、残った一者の行った入札は有効とします。なお、基準に該当する者同士が、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題はありません。

入札期間中に「資本関係又は人的関係情報」に変更が生じた際は、変更申請（再申請）を済ませたうえで、入札担当部署に変更内容を速やかに連絡してください。なお、競争入札参加資格認定申請時に「資本関係又は人的関係情報」を提出していない者については、資本関係又は人的関係にある者の確認ができないため、その者の入札は無効として取り扱います。

詳細については、下記の県のホームページにある「資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加制限について」をご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/nyusatusanka>

3 競争参加資格確認通知

「かながわ電子入札共同システム」により所定の期限までに資格の有無を通知します。

ただし、競争参加資格「有」とされた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者として決定しますので注意してください。

4 資格がないとされた者の説明要求

「かながわ電子入札共同システム」により資格なしの旨の通知を受けた者は、通知が発行された日から起算して６日以内（土曜日・日曜日・祝日・「山の日」からお盆期間（８月７日から８月１６日まで）・年末年始（１２月２９日から１月３日まで）を除く。（以下「閉庁日等を除く。」という。））に苦情申立書を入札担当部署に持参することにより説明を求めることができます。説明要求に対しては、受理した日から起算して６日（閉庁日等を除く。）以内に回答します。

更に、この説明に不服がある者は、説明に係る書面を受領した日から起算して８日（閉庁日等を除く。）以内に再苦情申立書を入札担当部署に持参することにより不服を申し立てることができます。再苦情申立てについては、神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会が審議を行います。

説明要求及び再苦情申立ては、入札事務の執行を妨げないものとします。

（様式集） <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>

5 入札書の提出

(1) 入札書は「かながわ電子入札共同システム」により「工事別発注概要書」に記載した期間に提出してください。

(2) 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を記載してください。（落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。）

- (3) 入札執行回数は、原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の範囲内（最低制限価格以上）の入札がないときは、再度入札を1回行います。その場合は「かながわ電子入札共同システム」により開札日から起算して7日（閉庁日等を除く。）以内に通知書を発行します。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができません。

- (4) 入札書の提出の際、入札金額の内訳書（以下、「内訳書」という。）を添付してください。内訳書の様式は設計図書とともに配布しますので、必ず配布された様式を使用してください。

（内訳書中、法定福利費については入札時に記載しなくても失格にはなりません。また、契約後、法定福利費を記載した内訳書の提出の要、不要については本公告の工事別発注概要書の「その他」をご確認ください。なお、契約後に法定福利費を記載した内訳書の提出が必要な工事であっても、入札時に法定福利費を記載した内訳書を提出した場合には再度提出する必要はありません。）

なお、発注者からの要請があった時は、その指示に従ってください。

6 落札候補者及び落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とし（注）。落札候補者に対してはファックス等で連絡の上、競争参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査を実施します。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様の審査をします。

ただし、最低の価格をもって入札を行った者が複数ある場合は、くじ引きにより落札候補者を決定し、その者について審査した上で、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

なお、くじ引きの具体的な方法については、「くじ引きの方法について」を参照ください。

（注）最低制限価格を設定している場合：最低制限価格未満の価格による入札は失格とします。

7 疑義等申立期間

この入札に入札書を提出した者で、入札執行手続等に疑義がある場合には、保留通知の日の翌日から起算して2日（閉庁日等を除く。両日とも17時15分まで）の間に、工事費内訳書（種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書）等の設計図書と比較ができる資料を持参のうえ、入札担当部署まで申し出てください。求めに応じ設計額が記載された図書を閲覧に供します。

ただし、入札が不調となった場合又は入札制度に関する内容は、疑義等申立制度の対象としません。

8 落札候補者の提出書類

落札候補者として連絡を受けた者は、翌日（閉庁日等を除く。）の17時00分までに次の書類を入札担当部署あてに電子メール、ファックス又は持参してください。

- (1) 競争参加資格確認申請期限において健康保険、年金保険及び雇用保険（以下、「社会保険等」という。）に加入していることを確認するため、最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（経営事項審査受審後に加入した場合は加入を確認できる書類）
- (2) 建設業許可に係る営業所専任技術者を確認できる書類（建設業許可申請書及び専任技術者証明書（共に副本）の写し）
- (3) 競争参加資格として設定されている場合は次の書類

ア 技術者の配置

- (ア) 配置予定技術者届（資格設定により専任又は非専任）

（様式集） <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>

※ 監理技術者の兼務を希望する場合は、兼務の相手方となる工事の発注者の収受印の押印を受けた「専任を要する監理技術者の兼務届出書」を提出してください。

なお、詳細については、下記の県のホームページにある「配置予定技術者（監理技術者）の専任要件の緩和について」をご覧ください。

また、本件が監理技術者の兼務が認められるかどうかは、「工事別発注概要書」の「配置予定技術者」の欄をご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p202212.html>

※ 主任技術者の兼務を希望する場合は、兼務の相手方となる工事の発注者の収受印の押印を受けた「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を提出してください。

なお、詳細については、下記の県のホームページにある「配置予定技術者（主任技術者等）の専任要件の緩和について」をご覧ください。

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p202212.html>)

- (イ) 競争参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な雇用関係（請負金額が4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）の場合は直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係）にあることが確認できる書類

（様式集） (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>)

- （例） 監理技術者資格者証、健康保険被保険者証または、市区町村が作成する住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書等（※）の写し

（※） 「雇用保険被保険者資格取得確認等通知書」を提出する者においては、雇用期間を当該通知書中の「確認（受理）通知年月日」により確認します。

ただし、「確認（受理）通知年月日」が「被保険者となった年月日」から15日以内の場合には、「被保険者となった年月日」から雇用されていた者とみなします。

- （ウ） 監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の写し

- （エ） 主任技術者の場合は、資格を証明できる書類の写し（技術検定合格証明書等）

- （オ） 監理技術者の兼務に伴い、監理技術者の補佐を行う、「監理技術者補佐」を設置する場合は、資格を証明できる書類の写し（一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証明書等）

イ 同種工事の実績

- （ア） 同種工事实績届

神奈川県発注工事を優先的に記載してください。

（様式集） (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>)

- （イ） 資格要件とされた内容（規模・工法等）及び完成を確認できる書類

（例） CORINS（コリンズ）の竣工時工事カルテ、契約書及び検査済証、施主の施工証明書（任意様式）等の写し

（様式集） (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>)

- （4） 工事費内訳書

- （5） その他「工事別発注概要書」等により指示のあった書類

9 開札後に資格がないとされた者の説明要求

落札候補者の入札が無効とされた場合、その落札候補者は、落札者決定通知書が発行された日から起算して6日（閉庁日等を除く。）以内に苦情申立書を入札担当部署に持参することにより説明を求めることができます。説明要求に対しては、受理した日から起算して6日（閉庁日等を除く。）以内に回答します。

更に、この説明に不服がある者は、説明に係る書面を受領した日から起算して8日（閉庁日等を除く。）以内に再苦情申立書を入札担当部署に持参することにより不服を申し立てることができます。

再苦情申立てについては、神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会が審議を行います。

説明請求及び再苦情申立ては、落札決定の事務の執行を妨げないものとします。

（様式集） (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>)

10 入札保証金及び契約保証金

- （1） 入札保証金は、免除します。

- （2） 契約保証金は、契約金額の100分の10に相当する金額以上を（仮）契約締結と同時に納付するものとします（ただし、設計金額が300万円未満の場合は不要です。）。ただし、神奈川県債券若しくは利付国債証券の提供又は金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関をいう。）若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、落札者が公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除するものとします。

11 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認める時は、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知する。

（様式集）（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>）

12 その他

- (1) 落札者が契約締結までに「1」に掲げた競争参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。
- (2) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。
なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。
また、本契約は、契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印することにより確定するものとします。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (4) 次に掲げる入札は無効とします。
 - ア 条件として示した競争参加資格を満たさない者が行った入札
 - イ 競争参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札
 - ウ 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札
 - エ 入札書の提出の際に添付する内訳書の内容に不備があると判断された場合の入札
 - オ その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 入札金額の算出にあたっては、設計図書中の設計書を優先することとします。
- (6) 「5」の(4)に基づく内訳書を提出しない者が行った入札は失格とします。
- (7) 落札者が決定通知のあった日から7日以内に当該契約を締結しない場合は、その落札は効力を失います。
- (8) 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定に該当するもの（予定価格の金額が6億円以上の工事又は製造の請負に係る契約）は、神奈川県議会の議決を要します。
議会の議決までに、地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく参加資格の制限又は神奈川県指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けた場合には、契約を締結しないこととします。
- (9) 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。
- (10) 開札した後であっても、契約が地方自治法第234条第5項の規定により確定する前に、発注者による、入札執行手続の誤り又は入札公告や設計図書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を無効とすることがあります。
- (11) 万一、「かながわ電子入札共同システム」に障害が発生した場合は、入札を中止することがあります。障害が発生した場合は、入札担当部署にお問い合わせください。
- (12) 社会保険等に参加している者であること。一次下請負については、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手としてはならない。詳細は、「工事別発注概要書」をご確認ください。
- (13) 設計図書に関する質問への回答は、質問しなかった方も必ず確認してください。回答だけでなく、情報提供を行うことがあります。
- (14) 前各号に定めるもののほか、神奈川県財務規則及び競争入札の参加者の資格に関する規則の定めるところによります。

13 入札手続の流れ

